

都市計画道路について

都市計画道路事業の進捗について、以下のとおり報告します。

1 都市計画道路補助線街路第132号線

・事業認可区間 606m

用地取得状況 15区画／対象数57区画（面積ベース：23.9%※）

※令和6年4月末時点

2 都市計画道路補助線街路第221号線

・事業認可区間 287m

用地取得状況 2区画／対象数58区画（面積ベース：4.1%※）

※令和6年4月末時点

3 次期事業化計画策定に向けた区独自の検討

現事業化計画が令和7年度末で終期を迎えるため、今年度から都と区市町と連携して次期事業計画の策定に向けた未整備路線における必要性の検証が始まることが想定される。この東京都全体による検証とは別に、地域特性等を踏まえた区独自の検証を行うため、別紙のとおり評価項目（案）を選定した。

今後、区内未整備路線ごとの整備効果を評価し、優先整備路線の選定に向けた検討を行う。なお、評価結果については、区民等に積極的に公表していく。

添付資料

別紙：都市計画道路整備効果評価項目（案）

評価項目		
観点	指標	
防災	緊急時の基幹となる道路網形成	防災拠点等へのアクセス性向上
		災害時の輸送路・避難路ネットワーク拡大、輸送能力の拡大
	強靱で持続可能な都市形成	建物倒壊危険度の改善
		消火活動困難度の改善
		延焼遮断帯形成率の向上
		不燃領域率の改善
		無電柱化の促進
		緊急車両の通行路確保
災害時の帰宅困難者への対応		
環境	生活環境の向上	騒音レベルの低減
	ヒートアイランド現象緩和	交通排熱の減少
		地熱温度の低減
	ゼロカーボンシティへの寄与	CO2排出量削減
		CO2排出量抑制
	グリーンインフラストラクチャーの形成	木陰の形成
		緑視率の向上
		ウォーターフロントの形成
緑のネットワークの形成		
暮らし	安全な移動空間の整備	安全な通学路整備
		交通事故減少
		生活道路からの交通転換
		道路のバリアフリー化（UD推進）
	公共交通利便性の向上	路線バスの定時性確保
		交通不便地域の減少
	「ひと」中心のまち・みちづくり	歩行者・自転車の安全確保
		ウォーカブルの推進、賑わい空間の創出
	多様なモビリティへの対応	多様なモビリティの走行空間の形成
	救急医療体制の強化	救急医療施設へのアクセス性向上
救急搬送時の傷病者の負担軽減		
活力	移動快適性向上	魅力ある拠点への移動快適性向上
	観光振興	観光施設への来訪者数上昇
	混雑の解消	渋滞箇所解消
	道路ネットワークの形成	道路ネットワークの形成
	流通の発達	高度土地利用の誘発
IC・主要拠点への移動円滑化		